

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、こどもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況が続いている。しかし、いかなる理由があろうともこどもの学びの質に影響があってはならないし、こどもと真に向き合う教職員の働き方となるためにも、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部改正を踏まえた今後の議論に期待するところである。

また、二〇二一年の法改正により段階的に行われている小学校の学級編制標準の三十五人への引下げは、二〇二五年度に完了となる。また、中学校においては、二〇二六年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期引下げの実施に加え、きめ細かい教育活動や豊かな学びを実現するためには、さらなる学級編成標準の引下げと、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、本県においては、小学校一・二年生、中学校一年生の三十人学級の定数措置が行われているが、義務教育については、自治体間・地域間の格差が生じることがないよう、国の施策として財源を保障し、全国どこに住んでもこどもたち一人ひとりにきめ細かな対応や豊かな学びを保障するための教育環境の整備が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年六月二十七日

大分県議会議長 嶋

幸

一

衆議院議長	額賀福志郎殿
参議院議長	関口昌一殿
内閣総理大臣	石破茂殿
総務大臣	村上誠一郎殿
財務大臣	加藤勝信殿
文部科学大臣	あべ俊子殿